

厚岸町議会 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成19年6月21日

午後2時41分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。

（「議長一任」の声あり）

- 議長（南谷議員） ただいま議長一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長には菊池委員、副委員長には佐齋委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には菊池委員、副委員長には佐齋委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後3時30分再開

- 委員長（菊池委員） 委員会を再開します。

ただいまより平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正4ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページ、歳入補正予算説明書から進めます。進め方は、款項目により進めてまいります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

8 目教育費国庫補助金、ございませんか。

18款 1 項寄附金、1 目一般寄附金。

4 目衛生費寄附金。

20款 1 項 1 目繰越金、ございませんか。

21款 諸収入、6 項雑入、3 目雑入。

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

8 ページから進めます。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目情報化推進費、ございませんか。

4 項選挙費、2 目道知事・道議会議員選挙費。

4 目町議会議員選挙費。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

4 目老人福祉費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 後期高齢者の徴収等システム開発委託料が1,331万8,000円というふうに予算計上されているんですけども、今回の後期高齢者の医療制度に伴って、この運営が広域連合が進めていくことになるんですけども、この厚岸町がこれに伴うこれまでの経費というか、かかっている事業、これを含めてどのくらいかかるのか。今後、まだ今年度中に予算をしていかなければならないものがあるのかどうなのか、その辺についてお尋ねをいたします。さっきの方の情報化推進費も含めて、ちょっと説明をお願いいたします。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

- 町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

ただいまご質問がありました後期高齢者医療制度に係る町の業務に係る経費のお話でございます。中身に入る前に、参考資料として配らせていただきました議案第51号参考資料という、ページ数でいいますと7ページものがございますが、これの1ページから4ページにわたって、後期高齢者医療制度に係る今回の補正に関するもの、それから広域連合と市町村との事務分担の内容について資料をつけさせていただきました。

それで、経費に係るお話につきましては、資料の1ページ、それからシステム構築に係りますスケジュールが2ページというふうにまたがっているんですが、一般会計だけでなく、国保会計におきまして、後期高齢者に対応するシステムの構築というものが出来まして、今回補正で載せさせていただいております。そういう意味で、ちょっとまたがりますが、この資料に基づきまして若干説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページのところではありますが、後期高齢者医療制度事務に係る厚岸町が開発するシステムの中身ではありますが、1 つ目には住基情報等の提供システムということで、被保険者の資格管理、それから保険料賦課決定を行う広域連合に対する住基情報、それから

税情報を提供するためのシステム開発というものが出てまいります。

それから、2つ目には後期高齢者医療制度保険料徴収システムであります。広域連合から提供される課税情報に基づいて、町では納入通知書の作成、保険料の徴収、収納情報等の管理を行うためのシステム開発というものが出てまいります。

それから、3つ目に国保保険税徴収システムであります。国保と断っておりますのは、いわゆる74歳以下の国保システムにおいての現在の医療給付分、それから介護納付金分の現在2区分であります。後期高齢者支援分というものがふえまして、保険税システムそのものが課税方式としては3区分になるという、これに対応するためのシステム開発が出てまいります。

4つ目に、医療制度改革に伴うシステムということで、保険税の特別徴収、それから高齢者の負担割合の見直しに伴うシステムの改修、乳幼児の負担割合年齢拡大に伴うシステム、それから高齢者の介護分、それから高額分が発生したときに合算制度というものを新たにつくるということになっておりまして、この制度に対応するシステム開発、大きく分けてこの4つが出てまいりまして、その下に書いてありますのは丸で4つ示しておりますが、今説明しましたそれぞれのシステム、上2つが一般会計分で今回計上をさせていただいているシステム開発費用であります。住基情報提供システムが773万9,000円、それから保険料徴収システムが1,251万6,000円あります。総務費の方で計上しておりますPCサーバーの借り上げ料であります。110万円あります。最後に、国保会計の方で載せております国保システム分が1,019万6,000円ということで、合計で3,155万1,000円という現時点での費用計上でございます。

それで、今後出てきます経費であります。今私ども把握しております分は、このサーバーの借り上げ料であります。今回110万円載せさせていただきました。5年間で借り上げを終了するという算定の中で、年間165万円ほどのリース料が発生をいたしまして、これは平成24年まで出てくるということになってまいります。

それから、そのほかの費用であります。後期高齢者の広域連合の業務に関する市町村負担金というものがあまして、19年度で当初予算で申し上げますと、広域連合の負担金568万4,000円という額を当初予算で計上をさせていただいております。この中には、均等割、それから高齢者の人口割というものが入っておりますが、そのほかに広域連合が準備をします電算システムの負担分というものも入っております。当初では450万円ほど計算をされております。

それで、私どものシステムもそうなのであります。今、国が示しておりますシステムそのものは確定版ではございません。今回、補正で載せさせていただいておりますそれぞれのシステムの額につきましては、最終的に国が確定する段階で、このシステム構築でいけるという見通しの中で計上させていただいております。こちらの方の大きな負担増というものは、これから出てこないというふうに思っておりますが、広域連合で構築しますシステムにつきましては、当初予算の段階ではまだ具体的に全体で幾らかかるという試算がされておられません。見込みの中でスタートをしている。そういう意味では、今後、広域連合のシステム構築の負担分が新たに正式な額として上積みがされてくるというふうな認識でおります。金額がどの程度になるのかということについては、まだ未定であります。そういった経費が今後出てくるという認識でおります。

以上でございます。

●委員長（菊池委員） 10番。

●谷口委員 今説明をいただきましたけれども、今回予算を補正で組まれている後期高齢者医療の徴収システム開発1,331万8,000円ですよね。それで、当初で組まれているのが693万7,000円あるんですけども、これらについてそれでも予算が、ちょっと額が違ってきているんですけども、これはどういうふうに見ればこれがピタッと合ってくるんですか。わかりますか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

今回、委託料の分で1,331万8,000円を補正をさせていただくという中身でございますが、当初予算で委員おっしゃるように693万7,000円を計上をしておりました。先ほどの参考資料でもお示しを申し上げましたが、住民基本台帳システムの改修分が当初見ておりました693万7,000円そのものを丸々、住基システム改修として載せていた分でございます。

今回、補正の中で上げさせていただきましたのは、新たに当初で見えておりませんでした後期高齢者の保険料徴収システム1,251万6,000円であります。これと当初693万7,000円で計上しておりました住基システムの方が773万9,000円ということで額が決まりましたので、この差額分につきまして今回1,300万円を超える補正を、その差額分を上げさせていただいたということでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 などという言葉がつけば、どうにでもなるのかなというふうにちょっと思うんですけども、当初ではシステム開発委託料が693万7,000円、そして今回、徴収システム開発委託料で1,331万8,000円。そうすると、693万7,000円と1,331万8,000円を足したのと、今計算機持っていませんから、私計算できませんけれども、住基情報提供システム773万9,000円と徴収システムの足したのが、これ合計でピタッと合うということですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 足し算、引き算の考え方でいくと、おっしゃるとおりでございます。

773万9,000円と1,251万6,000円を足しますと、2,025万5,000円になります。ここから委員おっしゃられる693万7,000円を差し引きますと、1,331万8,000円という数字が残ります。これが今回補正をお願いする額ということでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 大体わかりましたけれども、ただ、今説明された中では、その出し入れについて説明されていないんだよ。結果的には、当初の予算と今回、後期高齢者の経常経費として計算されている1,339万6,000円、これについての出し入れをきちんと説明していただかないと、私は納得ができないのではないのかなというふうに思うんですよ。

そうすると、先ほど課長がおっしゃっておられましたけれども、当初の広域連合の負担分は568万4,000円見ているけれども、今後負担がどういうふうになっていくのかというのは、まだわからないということですか。これは、もし出てくるとすると9月なんでしょう、12月なんでしょう。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 出し入れの話でございますが、委託料で補正をさせていただきます1,331万8,000円につきましては、委員おっしゃるとおり当初見ていたシステム代とシステムの開発委託料と、今回最終的に見込みましたシステム開発料の差額分ということでございまして、これに職員旅費を補正をさせていただいた分で後期高齢者医療計上分として1,339万6,000円というものを計上をさせていただいたということでございますので、ここの辺はご理解をいただきたいと思えます。

それから、新たな負担の内容、それからいつごろ決まるのかというお話でございますが、今の時点ではどちらもまだ確たる情報を持ち得ておりません。6月28日にシステム関係の説明研修会が開催されることになっておりまして、これに私どものシステム担当、それから制度担当の職員が出席をして、情報収集も含めて出席をいたします。この時点で、どこまで国が基本的なシステムを提示をするのかということにもかかわってまいります。広域連合としましては昨日、6月20日、国が基本システムの最終版を第1弾として提示をしたものを分析をして、広域連合としての新たな費用といいますか、当初に見込んだ額を超える費用がどの程度になるのかという試算をすることになっておりまして、我々はその結果に基づいて規約に基づく分担というものが新たに計算がされて出てくるという認識でおります。

いつの時期かということについては、9月の時期に出るのか、その後になるのかということについては、まだ掌握し切れておりませんので、その辺ご了解をいただきたいと思えます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それで、今回この資料をこうやって渡していただきました。それで、これを見て、今6月の段階にきていますよね、スケジュールで。そして、来年度4月から運用を開始するというスケジュールになっていて、その後、事務の分担だとかが書かれて、それぞれ

の計画を策定して、最後の表で医療費分析項目の比較ということで、15年度にやったことと19年度はこうなりますよというようなことになっていくんですけども、実際これを進めていくと、厚岸町のかかわれる部分というのはある意味、受付とあるいは徴収、これが主な仕事ではないのかなというふうに思うんですよ。あとはもう、広域連合が決まった内容で、それ以上はもうどこからも手も出なければ足も出ないというような内容で、地域の意見なんていうのはきちんと反映できるような仕組みになっているのかなというふうに思うんですけども、そんな考えでいいんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げます。

広域連合と市町村との事務分担、委員おっしゃられるように基本的な運営は広域連合が行うということになりますので、被保険者の資格管理、それから保険料の賦課にかかわります税率の決定でありますとかという基本的な部分につきましては、広域連合が権限を持って実施をするということになってまいります。

我々は、被保険者との窓口対応の問題で、固有の業務としましては保険料の徴収事務というものが市町村の権限で行うというふうに法律で規定をされておりますので、委員おっしゃられるように保険料の徴収の問題、それから窓口での被保険者との対応という業務が中心になってくるということについてはおっしゃるとおりでございます。

まず、ご理解をいただきたいのは、後期高齢者医療制度そのものは、都道府県や市町村が率先して選択をした制度ではございません。国がこの制度でいくぞということを決めてスタートをするものですから、我々としましても厚岸町の老人の医療費を広域連合に参加をしないでどうするのよ、だれが責任を持ってやるのよということになりますと、この国が決めた制度に乗ってスタートせざるを得ないということで今準備をしているわけであります。

お話のありました地域の声をどう反映させるんだというお話でございます。まだ町村会レベルでは、要望等を国に出すというところまではいっておりませんが、全国市長会が既に国に対する要望というものをまとめて提出をいたしました。それは保険料、それから診療報酬の決め方の制度の仕組みというものも含めて、それから老人保健制度から見ると急激な負担増が発生した場合の軽減措置の対応というようなものについて、もっと項目は多いんですけれども、全国市長会も国に対してそういう軽減措置、あるいは経過措置というものを設けるべきだという動きをしております。

きょう、選挙をされた広域連合の議員の議会の問題であります。全道で市長、それから市議会議員、町村長、町村議員、それぞれ8名で32名の構成でありますから、押しなべて市町村議会からある意見をすべて集約し切れて、広域連合議会の中で議論されるかということ、それもまたおぼつかないところが制度として残るだろうと思っております。

そういう意味で、我々は広域連合に対し、あるいは道や国に対して町村会という機能を活用させていただきながら、おかしいところをどうするべきかということについては要望や意見としてまとめて出していく必要があるだろうという認識でおります。そういう意味で、今後の窓口対応の問題も含めて、我々は被保険者に耳を貸して、代弁者とし

てどういうことができるんだろうというところは、町村の担当者としてしっかり持っていく必要があるだろうと。

なかなか国の制度でありますから、我々が思ったことがストレートに制度に反映をされないというのは、従来の医療保険制度の中でもそのとおりでありまして、そこは気長にという言葉は正確ではありませんが、根気強くやっていく必要があるだろうというのは、これまでの医療制度を担当する職員としての感覚であります。そういったことを含めて、対応をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、課長おっしゃったとおりだと思うんですよ。それで、実際に今度、医療を受けるだとか、医療費の支払いをしなければならない、そういうことがなってきた段階で、さらにまたこれの問題がさまざま発生するのではないのかなというふうに思うんですけれども、今の段階は来年4月の実際に広域連合を通しての運用開始に向けての準備を、きちんとシステム整備をするという段階の事業を今進めている最中ではないのかなというふうに思うんですけれども、やはり先ほどから言われているように、鳴り物入りでやる事業でありながら、まだまだ不透明な部分がたくさんあるし、負担等についても非常に問題が多いのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、広域連合の共通経費が各市町村の均等割、人口割、高齢者割というような形でやるということになっていきますよね、1、5、4ですか、そういう割合でやることになっていて、そうすると札幌は今何百万なんですか、百万都市と厚岸は1万2,000、管内では4,000だとか5,000だとか、そういうところも要するに1、5、4でやっていくということになると、均等割は非常に厚岸町と大都市では違いが大きいですよ。そうすると、住民1人当たりで計算しても、100円のところもあれば350円ぐらいのところもあるというように、3倍から4倍の違いが出てしまう。こういうものも、やはり格差を今は解消する時代だと思うんですよ。そういうものに対しても、きちんとした対応をとっていただくように、町としてもこれらの問題点一つ一つきちんとして、広域連合あるいは国や道に対しても働きかけていってもらわないと困るのではないのかなと。

今は追われて、作業の方に没頭しているのかもしれないけれども、今後は非常に矛盾が噴出してくるということにならないようにしていただかなければならないし、今までの医療が、実際に受けることができた医療が、これによって医療の切り捨てになってしまうというようなことはどうしてもあってはならないし、許されないことだと思うんですけれども、今後これらについてどう取り組んでいくのかお伺いをいたします。できれば、これで終わりにいたします。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、本日も議会の選挙がございました。そういう意味では、スタートについてもご承知のとおりであり、来年4月からということに相なっ

ておるわけでありませう。

そこで、11月に保険料の条例が議会において制定されようといたしております。先ほどの日程どおりであります。そういうことを考えますと、今いろいろな問題提起、提案もございましたけれども、これらの問題、我々もしかと受けとめながら、今後、町村会としても活動をしてまいりたいと、かように考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） ほかに4目ございませうか。
13番、室崎委員。

- 室崎委員 簡単にやります。

1つは、お願いなんですけれども、今議論の中に出ていた市長会からの要望というのがありましたですね、それ資料として議員の手に渡るようにお手配いただきたいんです。そういうところから出ているということは、こういう制度を理解する上で非常にいい参考資料だと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それから、今いろいろと大体一通り全部、10番さんなされたので、つけ加えること特になんないんですが、この後期高齢者医療保険制度によって厚岸町が最終的に後年度、負担しなければならぬものは、まだあそこがはっきり決まらない、ここがはっきり決まらないというのはよくわかりますが、それでもまあ大きく見ればこのぐらいだろうというのは、もう出ていると思うんですよ。その中で、ある程度上がり下がりが出ると思うんです。

それで、システムと負担金等というふうにもいろいろあると思いますが、全部合わせて町としてはどのくらい持ち出さなければならぬんですか。その本当の大ざっぱなところでいいんですが、目安を教えてください、それが1点。

いや、それがもっと超えたからよくないとか、少なくなったからけしからんとか、そんな話ではないですよ。今、予想できるところでということですよ。

それから、これについては地方交付税とか、いろいろな形での国からの手当てというのは考えられるんですか。全部、厚岸町のお金で持ち出しなんですか。そのあたりも、見通しといいますか、めどというか、それをどの程度に考えておけばよろしいのか。

それから、もう1点は、国保の中から今老人保健と国保が一緒になってというのが、それは非常に複雑なところなんですけれども、いわゆる後期高齢者の部分が切り離されます。切り離されるということは、国の言い方は非常にそのところでもって各、いわゆる市町村の負担が大きいので枠を大きくして、その中でもってショックアブソーバーをつくりましょうという言い方をしているんですけれども、厚岸町として国保、被保険者にとっては今10番さんおっしゃったようにいろいろな問題ありますよ。だからいいんだという話では決してないんですけども、現実の数字として厚岸町の国保の会計にはどんな影響が今後出てくるというふうにも考えているのか、このあたりをちょっと説明してください、簡単に結構です。

- 委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えを申し上げます。

全国市長会でまとめました要望の中身につきましては、お話にありましたように議員の皆さんにお渡しができるように用意をさせていただきたいと思っております。議会事務局の方にお渡しをするという手法になると思っておりますが、よろしく申し上げます。

それから、2つ目の厚岸町が最終的に負担をすべき費用でございますが、概略でもわかるだろうというお話でございましたが、一番大きくかかるだろうという、立ち上げが一番大きくかかる費用として想定をしておりますシステム関係がまだ公表されておられません、そういう意味で今の段階で予測をできる数字というのは持ち合わせておりません。なるべく早い時期に、広域連合からあらあらのものでも構わないという形で情報を収集をして、近い段階で開示できるものは開示をさせていただきたいというふうに思いますので、ここはご理解をいただきたいと思っております。

それから、国保から今の老健の皆さんが被保険者としての管理から離れていくという制度になってくるのは、委員おっしゃるとおりでございます。国保への影響の問題であります、当然その方たちが納付をしております国民健康保険税というものは、今度は自分たちの保険料という形に切りかわってまいりますので、収入としては入ってこないということになります。

それから、40歳以上74歳までの方々が負担をしております老人保健拠出金でございます。これも、制度としては老人保健制度がなくなりますので、これもなくなってくる。年間予算でいきますと、約3,000万円という数字が出てまいります、これが歳出としてはなくなってくるということでもあります。

それで、大変申しわけないんですが、保険税がその方々が幾ら払っていて、老人保健に拠出する金額の約3,000万円と比較をしてどうなのかという数字、今持ち合わせておりませんので、比較してこうだというお話ができないんですが、このほかに今現在、国保の退職該当者という方々がいらっしゃいます。この方々は、自分たちの納めた保険料のほかに、医療費との差額分につきましては、社会保険でありますとか共済でありますとかという他の保険の現役の方々から医療費をいただいているという階層であります。ここが平成26年までには、この退職者医療制度を解消していこうということが既に決まっております、個々の該当の方々につきましては、従来の老人保健のように国保も支援金を出しますし、社会保険等の他の保険制度からも支援金をもらって、新たな階層をつくると、そのことで国保の基盤安定を図っていこうというような制度になってまいります。

そういう意味で、私どもは単純に後期高齢者と国保の関係でいきますと、国保が支援すべき後期高齢者への拠出のお金、それから保険税がその方々の分が減ってくるという部分で申し上げますと、今の国保と老人保健との関係はそんなに変わらないのではないかと。むしろ、支援するお金としては、今現在拠出している約3,000万円よりも下がるのではないかと思います、算数でいうとそういうものが出てくるのでありますが、ただ具体的に中身が詰まってこない、後期の方の保険料率がどうであるとかというものが詰まってきましたと、正確なお話としてできないという状況にあります。歯切れの悪い話ばかりで申しわけないんですが、今の時点では国保がよくなっていくという状況では決してな

いということだけは考えているということでご理解いただければと思います。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 方向はわかりました。数字は、まだいろいろあるでしょうけれども、大体こういうふうになっていくらしいというあたりのところがわかりましたので、きょうはそれでやめますけれども、いずれにしても来年の4月からといいながら、非常に具体性がないんですよ。総論ばかり、こうしたい、ああしたいというような話ばかり国の方は流れてくるだけで、具体的なものが出てこない。だから、町としてはどうなるのかというのがなかなか見えてこない。いい話はしても、実際の数字のところではギャツというようなものを出されれば、決して町としてはよくなるわけですから。

そういうことを含めて、やはりわかり次第、なるべく早く、いろいろな機会を見つけて議会の方に示していただきたい。新しい制度が猛烈な勢いで今、世の中全部が制度ががらがらと変わっていくんですけれども、その割に具体的なものが伴わないで、我々としては非常にどう論議していいのかというのがよくわからないというのが実際の印象でございますので、そういう点でお願いしたい。

それで1点、要するに国の方からの財源措置というような、厚岸町がこれは相当なお金がかかるわけです。今だけでも1,300万の600万、2,000万円くらいの話がもう既に数字としては上がっているわけですから、これが3,000万になるのか5,000万になるのか、それは知りませんが、それが一体全部、厚岸町の一般財源でもってやらなければならないようなものなのかどうか、そのあたりについての見通しといいますか見込み、これについてお答えいただきたい。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 答弁漏れがありまして、再度ご質問させて申しわけございません。

情報につきましては、常時、議会の例えば厚生文教常任委員会でありますとかという機会も利用させていただきながら、情報発信をさせていただきたいと思っております。

お話を聞きますと、介護保険ができるときもそうだった、それから障害者の制度が変わるときもそうだったということで、厚生労働省の進め方自体はいつもこうだぞという話を先輩から伺います。制度はできてしまうんだけど、後からついてくるものが全くタイムリーに出てこないということで、我々も同じことで悩んでいるのでありますが、その辺はそうはいっていても、20年の4月には制度が移行する、システム自体も8月末には第1弾の情報提供を町からして、被保険者台帳の作成でありますとかというものが進むというスケジュールでもきておりますので、これに適正に対応できるようにということで進めていきたいと思っております。

それから、財政のお話であります。私どもも、システム開発に対する補助金、非常に補助金としては微々たるものであります。システムそのものは、それぞれ1,000万円レベルの算定をしながら、国が持っておりますのは基準額が幾らで、この半分を補助金とし

て出そうみたいなもので、700万円を下回るような補助金しかまいりません。残る費用につきましては、地方財政措置という言葉を使って、交付税で面倒見るよということになっているんでありますが、財政当局に言わせますと数字の见えないものだというので、いつも怒られるんでありますが、今、国が言っておりますのは交付税で見るとということしか言っておりません。

●委員長（菊池委員） 13番、よろしいですか。

次に進みます。

4款衛生費、2項環境政策費、1目環境対策費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 今回、節には載っていないんですが、前の議会、その前の議会と私ずっとお聞きしていたんですが、特定外来生物の駆除に関してどういう動きになっているのかお聞かせいただきたい。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

特定外来生物の中でも、オオハンゴンソウという植物についてであります、この件に関しましては今年度で試験的ではありますが、防除活動を行いたいというふうに申し上げておりました。この件に関しましては、現在、防除計画の申請先は環境省になるわけですが、どのような形で申請を上げたらよろしいのかということのやりとりを進めているところでもございます。その後、実際の許可が下りた段階で防除活動をするわけですが、申請するのは町で行いたいというふうに考えてございます。

それから、実施の母体につきましては、さきに行われました環境教育推進委員会の中での部会の中でお話が出たというふうに聞いておりますが、当初予算の段階でも私の方に、この当委員会の方でそういう活動を実施したいという意向があったというふうに申し上げておりましたが、実際的な活動計画の中に盛り込みたいというお話も聞いているところでございます。

実際的に、いつ行うかということにつきましては、実際に現場の状況を確認しなければ特定できないということもありますので、その状況が見えた段階で速やかに現場を特定して、防除計画の中に盛り込みたいということでありまして、計画自体は申請してから通常ですと1カ月ぐらい許可がかかるというふうに言われております。それでは間に合わない可能性もありますので、事前に環境省の方とやりとりをしながら、できるだけ早くその許可が下りるような体制をとって進めたいというふうに考えてございます。

それから、当該防除実施におきましての費用につきましては、当該年度は試験的というふうに考えておりますので、現在の段階では例えばボランティアでもって引き抜くという作業をして、町の機動力を持った中で運搬して処分するというふうに考えてございます。本州の方で行っている情報の中では、非常に厄介な植物だということで、根か

ら引き抜くにはかなりの労力が要するというので、1時間ぐらい大人の方がやるとかなり体力的に消耗するという情報もございます。もう少し簡単にできる方法もないのかということも含めて、さらに情報収集した中で、それから実施に協力していただけるというところと情報交換しながら、日程等、それから内容等を詰めて対処してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今お話聞いていると、何か主体が環境教育推進委員会だと聞いていますが、環境教育推進委員会はどんなことを考えているんですか。

●委員長（菊池委員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 環境教育推進委員会の立場でお答えいたします。

現在、今年度の事業計画案を作成する会議はまだ終わってございません。その会議で原案がつくられ、この後予定されております環境教育推進会議の中でそれをご承認いただいてということで、正式な段取りというふうになりますけれども、現在、昨年度の部会の反省の中で、その外来生物の問題が話題となっただけでは出ておりましたが、環境教育推進委員会としてそれを主体となってやっていくかどうかということについては、まだはっきりとしたことが確定できないというのが現在の状況でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 理事者不統一ですね、最初の答弁と次の答弁と全然話違うでしょう、きちんと整理して答弁してください。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 言葉足らずの点があったかと思います。申しわけございません。

防除計画自体は、町で申請するというので、では実施主体はどこかということでございますが、環境教育委員会でこの活動に参画したいという意向があるということで伝えられているということで、その委員会も含めた中で実施する主体となる組織をつくった上で対応してまいりたいというふうに考えております。その組織をつくるに当たっては、我々の町側の方で関係するところと相談しながら、その組織化を進めさせていただきたいと思っております。

今、どういう形でという部分は、まだ具体的にはなってございませんが、ボランティアを募った形で行いたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 きょうは、たしか6月21日ですよ、もうすぐ7月ですよ。その次は、もう8月になりますよ。オオハンゴンソウがすっかり枯れてから防除するといってもできませんよね。

この話、12月にもう既に私言っているんですよ。今、6月の議会になったんですよ。予算もついていないんですよ。今の話聞くと、これから計画立てて、そして参加したいと言っている話も出ているところもあるそうだから、いろいろと考えてみたいと、ことし終わっちゃいますよね。いつ立ち上げて、その試験的とか何とかというのはいつやるんですか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 防除自体をいつに行うのかという問題もあろうかと思えます。これにつきましては、花が咲いて、それから種になって落ちる前というふうを考えてございます。実施時期としては、8月の下旬から9月くらいが適当ではないかなというふうに思っていますが、これにつきましても環境省の方と、このオウハンゴンソウ自体の花が咲いて、どのくらいの時期に種が落ちているのかというのは、実はその話が出る前から、去年の状況を我々としては実際的には現場を確認してございません。

ですから、そういった情報をもう少し環境省なり、関係機関等々と情報を集めた中で、その時期を特定していかなければならないだろうというふうに考えておるところでございます。

それから、今年度につきましては、ある一定の規模ということで試験的な状況でならざるを得ないだろうというふうに考えております。それも、どのくらいできるのかということも含めて、これから考えるということですが、まずは相手の状況、オウハンゴンソウという対象、それからどこを防除するかということも含めて、速やかにこれからは進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 担当者にすれば、いやいやおまえは言うだけでやるんじゃないんだから、簡単に言っているけれども、実は大変なんだよということなんだろうけれども、12月議会でもって問題指摘して、3月議会でもって非常に積極的な答弁が出て、3カ月たった今になって、さあこれから研究しますという話では、こちらとしてはなかなか納得できない。

それで、今のお話を聞くというと、とにかくオオハンゴンソウの種が落ちる前にやっ
てしまわなければならないと。種の中にも、すぐ落ちるやつもいるし、しがみついているのもいるだろうから、ある程度の間の時間的なタイムラグはあるとは思いますが、概略落ちる前にやっ
てしまわなければならない。それで、今4ヘクタールの2ヘクタール、大体6ヘクタールぐら
いは子野日公園の向こう側にあるだろうということはいわれ

ている。それから、尾幌の僕ら直線と称している、時々パトカーがいるおっかないところですが、そここのところの両側が今猛烈な勢いでふえているということで、これが非常に町外の人目につくものだから、厚岸のオオハンゴンソウという言葉でもって、今何ですか、自然再生何とかかんとかというのが釧路でもって今やり出して、そういう人たちがどんどん入っているようですが、そういう人たちの間で非常に猛烈な勢いで厚岸町の、しかもそれに防除をする動きを厚岸町が見せているそうだという話が広がっている。特定外来生物の話だけあって、広がるのが早いなど、こういうような冗談も出てくるくらいいろいろなところから話を聞いてくる。直接、私の家に東京から電話をかけて寄越した何とかという自然生態系何とか協会なんていうようなところの役員の方もいた。非常に勢いでつながっていく。それだけに、やはりうまくやると厚岸町のイメージアップに使えるという、ちょっといわゆる何とか根性も私はあるんですよ。それだけに、余り悠然と座していないで、やはりきちんとした動きを示していただきたいわけです。

それで今、試験的にであろうと何であろうと、いきなり1ヘクタール、2ヘクタールを、へたすれば6ヘクタールをやろうなんて言ったって、これは無理なのはよくわかっています。まず最初は、それこそ100坪でも200坪でもということになるかとは思いますが、それはことし試験的にであろうと何であろうと、種が落ちるまでにやるということでもって、今一生懸命その準備をしていると。その中には、できることなら環境教育推進委員会の人も入ってもらいたいということで押さえてよろしいですね。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まさしくご質問者おっしゃられるとおりでございます。今年度については、試験的にということでのどのくらいできるかと。それから、1回の防除では完全に駆逐できないということで、毎年継続して行うことが駆逐につながるということですから、最初から無理に広げてやると後年度続きませんので、まずできる範囲の中で考えて行いたいということでもあります。環境教育推進委員会の意向も受けて、もちろん参画していただくという前提で考えてございます。それ以外の方にも、情報提供をした中で参画していただければ、なおよろしいと考えてございますので、そのあたりも連携とった中で行ってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 それで、今のやっていくんだよという話はわかりましたので、よろしく願いしたい。

その上で、特定外来生物ってもちろんオオハンゴンソウだけではないんだけれども、厚岸町に今関係あるとすれば、動物だとか昆虫だとかというのが、もしかしたらいるかもしれないというようなレベルですよ。それで、何だと、そんなものはすぐとってやれと、うちの庭にも何か入ってきているようだから、どんどんそれわなかけてとってやりましょうという善意の方もいらっしゃるわけですよ。ところが、特定外来生物法を見る

と、あれ勝手に駆除やってはいけないんですよ、たしか。

それから、今度、オオクチバスだとか何だとかという魚類がありますよね。厚岸の河川、湖沼にはありがたいことに今は入っていないようですけれども、ウチダザリガニについてもそんな大量発生しているというような話はなかったという話は前にお聞きしました。だけれども、そんなものを、まさに環境教育だからというようなことを言って、ワアーッと勝手にやってもいけないんです。それから、どれが特定外来生物かということだって、我々だってよくわからないですよ。オオハンゴンソウがいけないんだったら、セイタカアワダチソウだってそうでしょうと、私もあのときに言ったら、いやいやあれは特定外来生物法の適用は受けておりませんというような話もある、皆知らないんですよ。

それで、もちろんこのオオハンゴンソウに関する駆除、これはどんどんお進めいただきたい。と同時に、この特定外来生物という法律ができて、そして今、厚岸町ではこんなものが問題になる、もしくはなりそうになっているということ。それから、その特定外来生物法というのは、どんな法律なのかということ。いわゆる特定外来生物法並びに特定外来生物に関する基礎知識、これについての広報、PR、これをぜひ強力で推し進めていただきたいんですよ。そうでないと、あんなきれいな花、えらい人気のあったドラマで、100万本のバラのかわりにこれを使って愛の告白に使ったというようなシーンがあって、このオオハンゴンソウをめめている人たちというのが全国で随分いるらしい。そうすると、あんな花をとってしまうなんてかわいそうにというようなのがブログとかというようなところにぼんぼん今載ってくるそうなんだそうです。というふうに、やはり知らないということは恐ろしいんです。

ですから、そういうことを含めて、何もこの草だけではないですよ、私が言っているのはね。少なくとも、厚岸に今関連するもの、あるいはその可能性のあるもの、その範囲で結構ですから、これどんなものでどんなふうに扱っていけばいいのか。そして、法というのはどうなっているのかというようなことについて、このPRをぜひお願いしたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今回、初めてオオハンゴンソウの防除を行いたいというふうに考えているわけでございまして、その活動を通じた中で特定外来生物というのは何かというものを町民の皆さんに、やはり知っていただく必要があるのかなというふうに考えます。この件に関しましては、その状況等々を庁内の広報担当と情報交換しながら、広報の力をお借りした状況の中で町民に知らしめていければというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

次に進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費、ございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっとお尋ねしますが、今回、定例議会なんでお許しいただきたいんですが、直接この予算にはないんですが、聞くところによるとある地域で、以前農地だったところにエゾシカを解体処理する工場をつくろうというような動きがあったように聞いております。それは、結果的には計画されていた方がその計画を断念されたに伺っておりますけれども、農地を含め、あるいは山林、いろいろなところがこういう経済状況を考えて、非常に安い土地をねらったさまざまな業種の方々が利用しようという動きがこれからますます強まってくる可能性があるのではないのかなというふうに思うんですよ。以前、結果的に釧路市で産廃業者がその処理場を建設を、結果的にさまざまな反対運動があったにもかかわらず、建設をしてしまったという経過等もありますけれども、厚岸町内でも以前にも製紙会社が灰の捨て場をつくろうと、自分が所有している山林地内につくろうというような動きもあったことでもありますけれども、町内の施設が、町内の民間含めあるいは農地、山林、そういうところに本当に迷惑施設といいますか、あるいはその後さまざまな問題を引き起こすというような企業があらわれた場合の対応について、少し庁内の連携、あるいは対応をどうするのか、その辺の整備をきちんとしておかないと、一定程度進んだ段階であれというのでは困ると思うんですよ。そういう点で、きちんと今回の問題を教訓にしながら対応の仕方、これについて整備をされる必要があるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回のエゾシカの解体を町内でやりたいという関係を例にとりまして、庁内の対応をどうするかということでございますけれども、このたびもそうでありましたけれども、さまざまな問題が心配される部分があります。今回でいいますと、例えば自然公園内の行為許可の問題、河川法の問題、それから解体処理後の産廃の処理の問題等々がございます。それらは、関係各課がばらばらになってしまいますし、加えてその土地の売買関係もあります。それから、農地法に基づく農地であったところを取得したいというような話がありますので、所管する各課がばらばらになってしまって、1課1課で対応していたんでは他の連携がとれないということがありまして、特にこのたびのこういう問題を契機にしまして、こういうような問題があったら、すべて私の方に連絡をくださいという指示を各課に出させてもらいました。その上で、例えばそういう惹起しそうな問題は、関係するところが集まってもらって、どういう対応をしたらいいのか、法的な問題はあるのかないのか、あるとすればどういう対応の方法があるのかというようなことを調整をしながら、その対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

蛇足になりますけれども、このたびのエゾシカ解体処理の件につきましては、捕獲場所と、それから解体処理をしようとする場所が別でありまして、捕獲場所に考えているところは河川法の問題があります。自然公園内の行為許可につきましては、北海道が許可権限を持っておりますけれども、普通河川については、その規制というのは町が行う

ことになっておりますので、その計画と現場がどういうふうになっているのか、特に問題があるのかなのかということ、現場をつぶさに調査して今対応を協議しているところでもあります。

それから、解体処理をしようとした場所につきましては、かつて農地だったところがありますが、現況20年以上も農地として利活用がないということで、原野の状況になっているというようなことがありまして、農業委員会の方では許可をしたと、要するにその売り払いをですね。それで、ゴーサインを出したということでありまして、それをもとに売買の契約が整って、所有者と契約が整って、登記事務の方まで進んだという話は地域の方から、本人から直接ではございませんけれども、お聞きをしました。

ところが、その売り払ったという側の方は、どうも説明が、買い手側の人の説明と売った方の認識がどうも違うというようなことで、地域の方に相談があったようでありまして、その件に関しましては間接的に買った側にそういう状況を聞いた経過がございます。そうしますと、何日かして、その契約はなかったことにしたからということで、実際に登記がどういうふうになったかということのところまでは、まだ調べがついておりませんが、その契約はなかったことにしたというようなことで、どうも言っていることが右に左に相当ぶれているというような状況があるようでありまして、なお注意して、そういう体制を整えながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回は、言ってみれば大事に至らなかったというか、ある意味そういう施設を建築申請しなかったということもあって、それ以上は進まないというふうに理解するんですけれども、もし条件が整っていれば、きっと一定の事が行われたのかなというふうに思うんですけれども、非常にこの地域は今後、地域で農業や、それに携わるような仕事が困難になってくればくるほど、実際土地を持っている人と、あるいは今回持っていたのは高齢者の方ですから、先ほど副町長がおっしゃったようにお互いの話がきちんと、お互い認識が一致したように初めは思ったのでしょうけれども、その後どうも違っていたということになっているみたいですが、こういうことがある意味高齢化社会を考えれば非常に危険な面もあるし、それからもしここに実際に地主さんがいらっしやらないで、遠くで話が行われて、それが進められるというようなこともないとは言えない状況がたくさん出てくると思うんですよ。そうすると、やはり厚岸のいろいろな網をかけた中で、きちんと拾い上げていかないと、一つ一つまめに拾い上げていかないと、実際話は相当進んでしまっていたということにならないようにしていただかなければ困るのではないのかなというふうに、今回の事件というか、事案を見て思っているんですよ。ですから、意外とそういうすき間というか、ねらうというか、そういう業者がやはりこれからも出てこないとは限らないと思うので、その辺についての万全の対策をとっていただきたいなということです。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長）　今回は大事に至らなかったというふうに、今ご質問者おっしゃられましたけれども、まだこの業者はあきらめていないようであります。当初、その場所についてはあきらめたという話を地域の方にしたそうでありますけれども、ほかの場所を物色中であるというふうなことであります。まだ、この件に関して落ち着いたというふうには、私どもとらえておりません。関係部署に出向いて、それなりに相談を持ちかけられている場面がありますけれども、我々行政としては合法的にやられるものであれば、それを阻止するということは、これは無理なわけでありますけれども、心配される事項がないように、相手方に対応を求めてまいりたいというふうに思いますし、それからこのたびの場合もそうありますけれども、例えば高齢者をねらっている事案であるというふうに私ども感じたものですから、例えば保健福祉課の方に包括支援センターというものがあります。ここには社会福祉士という資格を持った職員も配置しておりますので、そういう相談があった場合に対応をきちんと考えておいてくれという指示を出しておりますし、それから契約に当たって法務局の方に、そういうトラブルを解消するためのプラットフォームという名前で弁護士さんを紹介するシステムというのがあるそうであります。そういうようなことも、もしそういう事案があったときに、きちんと紹介できるような連絡体制を整えて対応をしてまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（菊池委員）　皆様にちょっとお諮りします。委員会をこの辺で閉じたいと思ひまして、時間になってきましたので、一応よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員）　それでは、本日の委員会はこの辺でとどめたいと思ひます。

午後 4 時53分延会

平成19年6月21日

平成19年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長